

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

規 則	ページ
◎老人福祉法施行細則の一部を改正する規則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (福祉指導課)	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定 (")	2
○大規模小売店舗に関する変更の届出 (経営支援課)	2
○保安林の指定 (治山林道課)	2
○廃棄物の処理及び清掃に関する法律による廃棄物が地下にある土地の区域の指定 (環境対策課)	3
○道路の区域変更 (道 路 課)	3
○道路の供用開始 (")	3
落札公告	
○落札者等の公告 (医療政策課)	3

規 則

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第56号

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

老人福祉法施行細則(平成5年高知県規則第26号の3)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県老人福祉法施行細則

第1条中「に定める」を「並びに社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める」に改める。

第2条の見出し、第3条の見出し、第4条の見出し、第5条の

見出し、第6条の見出し及び第7条の見出し中「届出」を「届出手続」に改める。

第8条の見出し中「届出等」を「届出等の手続」に改める。

第9条中「施設」を「老人ホーム」に改める。

第10条の見出し及び第11条の見出し中「届出等」を「届出等の手続」に改める。

第13条の見出し中「届出等」を「届出等の手続」に改め、同条第1項中「(昭和26年法律第45号)」を削る。

第14条の見出し及び第15条の見出し中「届出等」を「届出等の手続」に改める。

第18条の見出し中「届出等」を「届出等の手続」に改め、同条第2項中「届出」を「有料老人ホームの事業の変更の届出及び同条第3項の規定による有料老人ホームの事業の廃止又は休止の届出」に改める。

別記第1号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に、「条例、定款その他の基本約款」を「届出者(事業経営者)の登記事項証明書又は条例」に改め、「及び経歴」及び「9 収支予算書(別紙)」

10 事業計画書(別紙)」

を削る。

別記第2号様式及び別記第3号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。

別記第4号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に、「その他主な職員の氏名及び経歴」を「の氏名」に、

「11 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(別紙)」

12 施設を設置しようとする区域の市町村の同意書(設置者が市町村の場合であって、当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合)(別紙)

13 定款その他の基本約款(設置者が市町村以外の者の場合)(別紙)」

を

「11 届出者(施設設置者)の登記事項証明書(設置者が市町村以外の場合)(別紙)」

に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。

別記第7号様式中

「3 施設の地理的状況

4 建物の規模及び構造並びに設備の概要(別紙)

5 施設の運営の方針(別紙)

6 入所定員

7 職員の定数及び職務の内容(別紙)

8 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴(別紙)

9 事業開始の予定年月日

10 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(別紙)

11 施設を設置しようとする区域の市町村の同意書(他の市町村に設置しようとする場合)(別紙)」

を

「3 建物の規模及び構造並びに設備の概要(別紙)

4 施設の運営の方針(別紙)

5 入所定員

6 職員の定数及び職務の内容(別紙)

7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴(別紙)

8 事業開始の予定年月日

に改める。

別記第8号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に、

「3 施設の地理的状況

4 建物の規模及び構造並びに設備の状況(別紙)

5 施設の運営の方針(別紙)

6 入所定員

7 職員の定数及び職務の内容(別紙)

8 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴(別紙)

9 事業開始の予定年月日

10 資産の状況(別紙)

11 定款その他基本約款(別紙)

12 施設を設置しようとする区域の市町村の意見書(別紙)」

を

「3 建物の規模及び構造並びに設備の状況(別紙)

4 施設の運営の方針(別紙)

5 入所定員

6 職員の定数及び職務の内容(別紙)

7 施設の長その他主な職員の氏名及び経歴(別紙)

8 事業開始の予定年月日

9 申請者(施設設置者)の登記事項証明書(別紙)」

に改める。

別記第9号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。

別記第10号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に、

「7 土地又は建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類(別紙)

8 建物の規模及び構造並びに設備の概要(別紙)

9 施設の経営の方針(別紙)

10 職員の定数及び職務の内容(別紙)

11 現に入所している者に対する措置

を

「7 建物の規模及び構造並びに設備の概要（別紙）
 8 施設の経営の方針（別紙）
 9 現に入所している者に対する措置」
 に改める。
 別記第11号様式、別記第13号様式及び別記第14号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。
 別記第15号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。
 別記第16号様式から別記第20号様式までの規定中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。
 別記第23号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に、「条例、定款その他の基本約款」を「届出者（施設設置者）の登記事項証明書又は条例」に改める。
 別記第24号様式中「代表者職・氏名」を「代表者の職・氏名」に改める。

附 則

（施行期日）

- この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の老人福祉法施行細則別記第7号様式、別記第8号様式、別記第10号様式又は別記第23号様式により提出されている書類は、それぞれこの規則による改正後の高知県老人福祉法施行細則別記第7号様式、別記第8号様式、別記第10号様式又は別記第23号様式により提出されたものとみなす。

告 示

高知県告示第687号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	認定年月日	認定の有効期限
高知県立幡多け んみん病院	宿毛市山奈町芳奈3番地1	令2・8・1	令5・7・31

高知県告示第688号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50

条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	所在地	廃止年月日
医療機関の所在地	土佐市高岡町乙1179番地21号Y	令2・3・31
訪問看護ステーション虹心	Mマンション203号室	
豊寿園訪問看護ステーション	宿毛市平田町戸内1824番地	〃 〃 〃
ケアーズ訪問看護ステーション香美	香美市土佐山田町宝町四丁目4番32号YSマンション111号室	〃 〃 〃

高知県告示第689号

介護機関について、次のとおり生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の指定をした。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

指定年月日	事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地並びにサービスの種類
令和2年3月1日	社会福祉法人南国市社会福祉協議会 南国市日吉町二丁目3番28号	南国市地域包括支援センター 南国市日吉町二丁目3番28号 介護予防支援事業

高知県告示第690号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり告示する。

なお、法第8条第2項の規定により、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を述べようとする者は、4に掲げる事項を記載した書面をこの告示の日から4月以内に高知県商工労働部経営支援課に提出することができる。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

1 届出の概要

- 届出者の名称

- 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田 泰徳
- 届出者の住所
東京都千代田区麹町五丁目1番地1
 - 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス具同店
四万十市具同字西五反田2603番ほか
 - 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の住所
（変更前）東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号
（変更後）東京都千代田区麹町五丁目1番地1
 - 変更年月日
令和2年6月1日
 - 変更理由
設置者の住所変更のため

- 届出年月日
令和2年7月22日
- 届出書及び添付書類の縦覧場所
高知県商工労働部経営支援課
四万十市役所
- 意見書に記載すべき事項
（1）氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（2）事業者にあっては、その事業の種類及び沿革
（3）意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
（4）意見の内容

高知県告示第691号

次の森林を保安林に指定したので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

- 指定に係る保安林の所在場所
須崎市浦ノ内福良字サコ438の4・438の7・438のハの2・440（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
（1）立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字サコ438の4・438の7（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐

期齢以上のものとする。
 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び須崎市役所に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第692号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定する。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 指定区域
宿毛市平田町黒川字貝ヶ森4985番20及び4985番23の各一部
- 2 埋立地の区分
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第13条の2第2号に掲げる埋立地

高知県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和2年8月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地地下停車場
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡日高村沖名字落合ノ上90番1から 高岡郡日高村沖名字落合ノ上92番1まで	前	10.1 }	32
	後	10.1 }	32
		14.3	

高知県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和2年8月11日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 谷地地下停車場
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
高岡郡日高村沖名字落合ノ上90番1から 高岡郡日高村沖名字落合ノ上92番1まで	32	令和2年8月11日

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和2年8月11日

高知県知事 濱田 省司

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
高知県救急医療・広域災害情報システム改修委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県健康政策部医療政策課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 落札者を決定した日
令和2年7月21日
- 4 落札者の氏名及び住所
国際航業株式会社高知営業所 高知市はりやま町三丁目3番2号
- 5 落札金額
152,350,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 政令第6条の公告をした日
令和2年6月9日